

# 国立大学法人 山梨大学教職員組合規約（案）

## 第1章 総則

### 第1条（名称）

この組合は国立大学法人山梨大学教職員組合（以下本組合という）と称する。

### 第2条（所在地）

本組合の主たる事務所を山梨大学武田キャンパス（甲府市武田 **4-3-11**）内におく。

### 第3条（目的）

本組合は組合員の基本的諸権利を守り、労働条件の改善・向上および労働環境の整備その他福利の増進を図ることを目的とする。

### 第4条（活動）

本組合は前条の目的を達成するために次の活動を行う。

- （1） 組合組織の強化と組合員の労働条件の維持改善を図ること
- （2） 労働協約の締結および改訂を行うこと
- （3） 労働協約に基づき、組合員の雇用、解雇、その他の異動および労働条件に関し、経営者と協議すること
- （4） 組合員の教養および文化の向上を図ること
- （5） 組合員並びにその家族の福祉の向上を図ること
- （6） 同一の目的を有する他団体と協力すること
- （7） その他この組合の目的達成に必要な活動をおこなう

## 第2章 組合員

### 第5条（組合員の範囲）

本組合は山梨大学に働くものが主となって組織する。ただし、次の各号に該当するものを除く。

- （1） 管理職等の職にある者  
なお、詳細については「山梨大学教職員組合員資格規程」に定める
- （2） その他、本組合が除外を適当と認めた者

### 第6条（権利）

何人も、いかなる場合においても、思想信条、人種、宗教、性別、門地または身分によって組合員たる資格を奪われない。全ての組合員は平等に次の権利を有する。

- （1） 組合員はすべての活動に参加し、また組合の活動によって生ずる利益を受けること
- （2） 組合のすべての問題に自由に意見を述べ、かつ、議決に参加すること
- （3） 役員を選挙し、また、役員に選挙されること
- （4） 規約に定める手続きを経ずに除名、権利停止等の処分を受けないこと
- （5） 会計の帳簿および組合の書類を閲覧すること
- （6） 役員および機関を弾劾すること

### 第7条（義務）

全ての組合員は平等に次の義務を負う

- （1） 規約を遵守し、機関の決定事項に従うこと
- （2） 所定の組合費およびその他の分担金等を納めること

(3) 大会その他所定の会議に出席すること

#### 第8条 (加入の手続き)

本組合に加入するときは、所定の加入申込書に必要事項を記載のうえ、執行委員長に提出し、執行委員会の承認を得るものとする。

#### 第9条 (資格喪失)

組合員は次の場合には原則としてその資格を失う。

(1) 山梨大学の職員としての身分を失ったとき

(2) 解雇されたとき

ただし、組合員が解雇を正当と認めていない被解雇者については、その資格を失わない

(3) 第32条の規程によって除名されたとき

(4) 脱退が認められたとき

(5) 第5条の(1)に該当するに至ったとき

#### 第10条 (脱退の手続き)

本組合を脱退するときは、所定の脱退届に必要事項を記載のうえ、執行委員長に提出し、執行委員会の承認を得るものとする。脱退後は本組合に対する全ての権利を失い、既納の金品は返却されない。

### 第3章 組織

#### 第11条 (役員)

本組合に次の役員を置く。

(1) 執行委員長 1名

(2) 副執行委員長 1名

(3) 書記長 1名

(4) 会計 1名

(5) 執行委員 4名以上

(6) 会計監査 2名

(7) その他、必要に応じて書記次長を1名おくことができる。

#### 第12条 (役員の特権義務)

役員はすべてこの規約に定められた職務を忠実に遂行する義務を負い、この職務を何人からも妨害されることなく遂行する権利を有する。各役員の特権義務は次のとおりとする。

(1) 執行委員長

本組合を代表し、組合業務を統轄する

(2) 副執行委員長

副委員長は委員長を補佐し、委員長事故あるときはその職務を代行する

(3) 書記長

書記長は正、副委員長を補佐し、組合の日常業務を処理する

(4) 書記次長

書記次長は書記長を補佐し、書記長事故あるときはその職務を代行する

(5) 会計

組合の財政を司る

(6) 執行委員

執行委員会を構成し、組合業務を執行する

(7) 会計監査

会計監査は組合の財産を監査し、定期大会に報告する

第13条 (任期)

各役員の任期は、定期大会から次期定期大会までとし、再任を妨げない。ただし、役員に欠員が生じたときは原則として補充選挙を行う。この場合、後任者の任期は前任者の残任期間とする。

第14条 (解任)

役員は解任は組合員の3分の1以上の要求があったとき、組合員の直接無記名投票を行い、全組合員の過半数の同意を得なければならない。

## 第4章 選挙

第15条 (選挙管理委員会の選出および職務)

選挙の公正を期するため選挙管理委員会を置く。この委員は5名とし、執行委員会が委任する。選挙管理委員は選挙に関する一切の職務を行う。

第16条 (投票の方法)

各役員は選挙は、組合員の直接無記名投票により行う。

第17条 (役員を選出)

執行委員長は、役員候補者の氏名、投票の日時および場所並びに開票の日時および場所を告示する。告示は投票日の2週間前でなければならない。なお、役員に選出されるためには投票者の過半数の支持を得なければならない。

## 第5章 機関

第18条 (機関の種類)

本組合に次の機関をおく。

1. 大会
2. 執行委員会

第19条 (大会)

大会は本組合の最高議決機関であって全組合員をもって構成する。

2 大会は定期大会と臨時大会とする。

3 定期大会は毎年1回5月に開催するものとし、執行委員長が期日の5日前に議案を示して招集する。ただし、執行委員会が必要と認めた場合は6ヶ月以内の範囲において定期大会を延期することができる。

4 執行委員会が必要と認めたとき、または組合員の5分の1以上から連署により理由を明らかにした要求があったときは臨時大会を招集しなければならない。

第20条 (大会付議事項)

大会の付議事項は次のとおりとする。

- (1) 運動方針の決定と活動報告の承認

- (2) 役員の承認および解任
- (3) 予算の決定および決算の承認
- (4) 組合規約等の改廃
- (5) 争議行為の開始およびその終結
- (6) 上部組織への加盟および脱退
- (7) 組合の解散および他の組合との統合
- (8) 組合員の懲戒
- (9) 労働協約の承認

#### 第21条（定足数と議決）

大会は委任状を含めた組合員の過半数をもって成立し、特に定めのない場合を除き、出席者の過半数の賛成をもって議決する。ただし、賛否同数の場合は議長がそれを決する。また、(5) の場合は、全組合員による直接無記名投票を行い、全組合員の過半数をもって決する。

#### 第22条（議長団の選出）

大会の議長（議長・副議長・書記）は、役員以外の組合員より立候補または推薦により選出する。ただし、議長団が選出されるまでの議事運営は執行委員長が代行する。

#### 第23条（執行委員会）

執行委員会は、大会において決定された事項および規約に定められた組合業務を執行する。

#### 第24条（構成と招集）

執行委員会は正・副執行委員長、書記長、書記次長、会計および執行委員をもって構成し、執行委員長がこれを招集する。

#### 第25条（定足数と議決）

執行委員会は過半数をもって成立し、出席者の3分の2をもって議決する。

#### 第26条（緊急処理）

執行委員会は、第20条の(9)項について、その決定のために大会を開催することが困難な場合は、大会の議を経ないでこれを処理することができる。ただし、組合員にその内容を周知徹底し、組合員の意見をくみ上げ、尊重しなければならない。また、次の大会においてその承認を得なければならない。

#### 第27条（専門部および連絡員）

執行委員会のもとに必要に応じて専門部および連絡係を置くことができる。なお、連絡員の組織については、細則「山梨大学教職員組合連絡網」に別途定める。

## 第6章 会 計

#### 第28条（組合費）

この組合の組合費は、別途定める「山梨大学教職員組合組合費算定基準」により算出した額を毎月17日に納入しなければならない、

#### 第29条（会計年度）

本組合の会計年度は毎年5月1日にはじまり翌年4月30日に終わる。

## 第7章 賞罰

### 第30条（表彰）

組合員は次の行為のあったとき大会の決議により賞を受ける。なお、詳細については細則「山梨大学教職員組合賞罰規程」に定める。

- （1）組合活動全般にわたり他の組合員の模範たる功労のあったとき
- （2）その他、特に表彰に値すると認めたとき

### 第31条（制裁）

組合員が次の各号に該当したときは、大会の決議により制裁を加えることができる。

- （1）規約および決議に違反したとき
- （2）組合の統制を乱し、運営を妨げたとき
- （3）組合の名誉を毀損したとき
- （4）組合員の義務を怠ったとき
- （5）その他上記の各号に準ずる不適当な行為があったとき

### 第32条（制裁の手続き）

前条の制裁は、戒告および権利停止は大会出席者（委任状含）の過半数の賛成をもって、除名は3分の2以上の賛成をもって決定する。ただし、制裁決定の前に必ず本人に弁明の機会を与えなければならない。なお、制裁の決定に不服がある場合は、大会に再審査を要求することができる。

## 第8章 規約の改廃と解散および連合

### 第33条（規約の改廃）

本規約は、第21条に定める議決により改廃することができる。

### 第34条（解散および連合）

本組合は、第21条に定める議決によりにより解散および他組合と統合することができる。

## 付 則

この規約は2004年（平成16年）6月29日より施行する